

別府市 産後ケア事業のご案内

別府市では、産後のお母さんのお困りに対応するため、産科などの医療機関、助産所においてお泊りや日帰り、訪問でお母さんと赤ちゃんのケアや授乳指導・育児相談等を受けることができる産後ケア事業を行っています。

利用できる方

【別府市に住民登録のある生後1歳未満の赤ちゃんとお母さん】
・産後ケアを希望する方
※感染症や入院・治療の必要がある場合は利用できません。



内容

宿泊やデイサービス(日帰り)、訪問型で助産師等の専門スタッフから心身のケアや育児に関するサポートを受けることができます。
○お母さんの心身ケア:健康状態のチェックや乳房ケア、産後の生活のアドバイスなど
○育児のサポート:赤ちゃんの健康状態や体重・栄養方法の確認、授乳や沐浴の指導など

【利用された方の感想】
心身ともにゆっくり休めて良かったです。
育児の自信が持てました。

利用できる回数

宿泊型(1泊2日を1回と数えます)とデイサービス型と訪問型を合わせて7回までご利用できます。

利用料

…利用時に実施施設へお支払いください。

宿泊型:3,000円(1泊2日3食付)
デイサービス型:1,500円(1日1食付)
訪問型:1,000円(1回2時間)
(生活保護世帯・住民税非課税世帯の方は無料となります)
※その他、オプションなど別途料金が必要な場合があります。

利用時間

宿泊型:午前10時~翌日午前10時
デイサービス型:午前10時~午後5時
訪問型:午前10時から午後5時までの間の2時間
(多胎の場合は3時間)

利用方法

- ①予約:ご自身で実施施設へ空き状況等を問い合わせ、利用の予約をします。
- ②申請:初回利用時は別府市保健センター窓口や家庭訪問にて行います。
2回目以降の申請は電子申請も利用できます。
- ③利用申請書に基づき審査をした結果、承認・不承認通知書を郵送いたします。
※利用希望日の5日前(土・日・祝日を除く)までに申請をしてください。
※申請できるのは、おおむね1か月以内の日程です。
※審査の結果、不承認となる場合もあります。(生後1歳を過ぎている場合など)
※申請は代理の方でも可能ですが、状況により後日訪問等で利用者の方と面接をさせて頂くことがあります。
※施設の予約状況などによっては、ご希望に添えない場合があります。

注意事項

- ・利用日の変更やキャンセルが生じた場合には、必ず実施施設及び別府市保健センターへご連絡ください。
- ・訪問型についてはご自宅の場所や駐車スペース等の確認のために前日までに実施施設より電話があります。利用当日の10時までに連絡がとれない場合はキャンセルとなりますのでご注意ください。
- ・生活保護世帯の方は診療依頼証の提示、住民税非課税世帯の方は税額等調査同意書の提出が必要です。

お問合せ・申請先
別府市子ども家庭課(別府市保健センター内)
〒874-0931 別府市西野町15番33号
TEL 0977-21-1117